

だまされないで

～うまい話・やさしいことばにぞ用心～

5月は
消費者月間

安全・安心
いま新たな
ステージへ

近年、訪問販売や電話勧誘、なりすましメールなどでの悪質商法が増えています。「私は大丈夫」と思っているあなた、ご用心! 相手はあなたの心理や環境につけ込み、巧みな手口で誘ってきます。

ここでは、市民生活相談室に寄せられた相談のうち、最近多く見られる手口の一部を紹介します。予備知識を持ち、自分の身を守りましょう。

お問い合わせ 市民生活安全課 ☎862-9955

1

<「二次被害」にご注意>

以前、高配当がもらえるという健康食品のマルチ販売に300万円出資し、倒産しました。配当金は一切もらえませんでした。すると最近、別の会社から「業者の隠し資産が海外で見つかった。約80%は返還されます。返還手続きを任せてください」との電話がかかってきました。信用してもいいでしょうか。



～対応策～

破綻した会社の被害者名簿を利用し、被害回復を名目に誘惑するケースです。「費用は一切かからない」など時間をかけて信用させた後に、調査料を要求してきたりと、さらに被害が拡大する可能性もあります。過去に消費者トラブルにあった人は注意しま

<かたり商法にご注意>

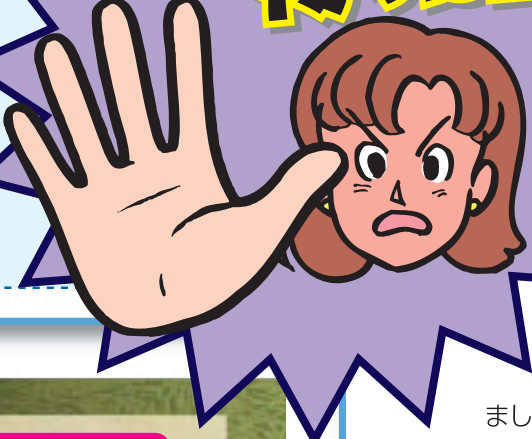
「役所の方から来ましたが、隣の家の水道管がさびていたので修理をしました。ついでお宅の水道管も調べてみたら、さびて破裂しそうな状態です。早めに修理しないと大変なことになりますよ」と言われ、修理を承諾しました。その後お隣に尋ねてみると、お隣には私の家の工事のついでとの説明だったそうです。解約したいが、どうしたら良いのでしょうか。



～対応策～

最近、公的機関を装い、勘違いさせてだます手口が増えています。安易信用せず、必ず「身分証の提示を求めるなど、しっかりと確認しましょう。サインをしてしまった後でも8日以内であればクーリングオフ(無条件解約)できます。消費生活相談室にご相談ください。

ちょっと待った!!



悪質商法にひっかからないための心得5カ条

1. 財産や家族構成をむやみに教えない
2. 断るときはハッキリと!
3. うまい話は、まず疑う
4. すぐに署名はしない、ハンコは押さない
5. 契約前に家族や消費生活相談室に相談を



<強引な金の訪問買い取り>

「不要な貴金属はないか」と男性が訪ねてきました。1時間くらいしつこく勧誘され、断っても帰ってくれないので、仕方なく夫の24金の指輪を見せたところ、1万円で強引に買い取られてしまいました。その後帰宅した夫に怒られ、翌朝返してもらおうと業者に連絡しましたが「指輪は本部に運ばれており、返せないかもしれない」言われました。

～対応策～

断ると「手ぶらでは帰れない」と居直られたり、部屋を勝手に物色されたなど強引な勧誘をされたケースもあります。このケースの場合、現在のところクーリングオフはできないので、買い取ってもらう際は慎重に対応しましょう。

悩むよりもまず相談を 市民生活相談へご相談ください。

■消費生活相談(☎862-3278)

相談項目	相談員	日時(祝日除く)	相談内容
消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜日 9:00～16:00 (昼休12:00～13:00)	訪問販売・契約のトラブル、多重債務等

■その他、特別相談も受け付けています(☎862-9955)

市政相談	窓口職員	月～金曜日 8:30～17:15	市の仕事についての意見・要望・苦情など
法律(要予約)	弁護士	月～金曜日 14:00～16:30	土地、家屋、相続、金銭貸借等、法律全般(弁護士に依頼済みのもや係争中の事案を除く)
登記(要予約)	司法書士	水曜日 10:00～正午	登記、遺産相続の方法、自己破産、成年後見人などについて
多重債務(要予約)	司法書士	第1・3・5木曜日 10:00～正午	多重債務等
税務(要予約)	税理士	第2第4月曜日 10:00～正午	税金一般について
悩み事(要予約)	身上相談員	第1・3月曜日 10:00～正午	家庭内のもめごと、夫婦問題など
人権擁護(要予約)	人権擁護委員	第2月曜日 10:00～正午	いやがらせやいじめ等、人権侵害の問題について

ご存知ですか? クーリングオフ



記入例

契約解除(クーリング・オフ)申請書						
契約者氏名	〒	市	区	丁目	番	号
販売店名						
契約商品名						
クーリング・オフの理由						
クーリング・オフの希望期間						
クーリング・オフの希望日						
クーリング・オフの希望金額						
クーリング・オフの希望理由						
クーリング・オフの希望日						
クーリング・オフの希望金額						
クーリング・オフの希望理由						

詳しくは、消費生活相談室へご相談ください。

取引内容	解除できる期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間

クーリング・オフは、訪問販売などで契約したときに一定期間、無条件で契約を解除できる制度です。はがきで行う場合は、はがき裏面に左のように記入し、契約相手先へ(クレジット払いの場合はクレジット会社にも)特定記録郵便で送ってください。

<ポイント>

- クーリング・オフの申し出は、電話ではなく必ずはがきで出しましょう。裏、表ともコピーを取って保存しましょう。
- クーリング・オフの申出期限内での消印なら有効です。
- 郵便局の窓口に行き、特定記録郵便で出します。

消費生活に関する正しい知識を身につけ、消費者被害を防止し、賢い消費者を目指しましょう。
場 5月25日(金)～30日(水) 10時～16時
目 サンエー那覇メインプレイス
3階中央エレベーター前

消費生活パネル展開催

